

ICカード運用・利用規則

広島大学消費生活協同組合

第1章 総則

(定義)

第1条 ICカードとは、広島大学が発行する学生証、職員証等に当組合のIC機能を搭載したカードと、TuoカードにICチップを搭載したTuoICカード、および当組合が発行するICチップ搭載の携帯用カードをいいます。(以下「ICカード」という)

(Tuoカード会員規約の優先)

第2条 TuoICカードについては、Tuoカード会員規約に定めのある事項が本「ICカード運用・利用規則」より優先します。

(ICカードの発行)

第3条 ICカードは広島大学がその構成員に対して発行、または当組合が当組合の組合員に対して発行し、ICカードの発行を受けた組合員を以下「ICカード組合員」といいます。

2. TuoICカードは、Tuoカード会員規約に基づいて発行されます。

(ICカードの利用と携帯用組合員証機能)

第4条 ICカードは、当組合の携帯用組合員証となります。

2. ICカード組合員は、ICカードに貼付されたICチップを利用して当組合の提供するサービス、並びに当組合が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。

3. ICカード組合員は、ICカードの利用にあたっては本規則を遵守するものとします。

4. ICカード組合員が当組合の組合員でなくなったときは、本規則で述べるサービスを受けることができなくなります。

(ICカードの紛失、盗難)

第5条 ICカード組合員がICカードを紛失した場合、または、ICカードの盗難にあった場合は、速やかに、当組合へ連絡の上、所定の手続きを行なうものとします。

2. ICカードを紛失した、または、ICカードの盗難にあったICカード組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って当組合へ届け出るものとし、当組合が認めたときに限り当該ICカードを再使用できるものとします。

3. 紛失・盗難その他の事由によりICカードを他人に利用された場合に生じた一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとします。

(ICカードの再発行)

第6条 ICカード組合員は、ICカードの紛失・盗難・汚損その他の事由によりICカードの再発行を希望する場合には、当組合が発行するICカードについては再発行申請書を当組合へ提出し、承認を得るものとします。広島大学が発行したICカード、およびTuoICカードについてはそれぞれが規定する方法で再発行等申請するものとします。

2. 前項によりICカードの再発行を受ける場合は、ICカード組合員は当組合所定の手数料を負担するものとします。

(ICカード記載内容の確認)

第7条 ICカード組合員は、ICカードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には当組合へ遅滞なく届け出るものとします。

(個人情報の使用制限)

第8条 当組合は、当組合が提供するサービスの円滑な利用以外の目的にはICカード組合員の個人情報を使用しないものとします。

(届出事項の変更)

第9条 ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合には当組合に対して所定の届出を行うものとします。

2. 前項の届出によりICカードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第6条第2項の手数料は無料とします。

3. ICカード組合員は、第1項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(利用停止)

第10条 当組合は、ICカード組合員が次の各号のいずれかに該当した場合には、当組合が提供するサービスについて、当該ICカード組合員のICチップ利用を停止し、ICチップ機能を喪失させることができますものとします。

- (1) ICカード申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (3) ICカードのICチップまたは磁気ストライプに記録された内容を改ざんした場合
- (4) 本規則に違反した場合
- (5) その他、ICカード組合員のICカード使用状況が適当でないと当組合が判断した場合

2. ICカード組合員が自らICカードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って当組合へ届け出るものとします。

(ICカードの返却)

第11条 ICカード組合員が当組合の組合員でなくなった場合は、当組合が発行したICカードはただちに返却するものとします。広島大学が発行したICカード、およびTuolCカードについてはそれぞれが規定する方法で返却等を行うものとします。

(プライバシー情報の保護)

第12条 当組合は、ICカード組合員がICカードを利用することによって当組合が入手したICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、当組合の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(規則の遵守と違反時の損害負担)

第13条 ICカード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則に違反することにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(規則の変更に伴う公示)

第14条 当組合が本規則を変更した場合は、その内容をICカード組合員へ公示します。

2. 前項の変更において、当該変更の内容がICカード組合員の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして当組合が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

(準拠法)

第15条 本規則に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第16条 ICカード組合員と当組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、当組合所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2章 プリペイド

(プリペイド利用方法)

第17条 ICカード組合員は、ICカード対応POSレジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。

2. ICカード組合員は、ICチップに記録された残額の範囲内で、当組合の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード対応機器でプリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

(プリペイド残高限度額)

第18条 当組合は、プリペイド残高限度額を定め、これをICカード組合員へ公示するものとします。

2. ICカード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
3. プリペイド入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

(プリペイドが利用できない場合)

第19条 ICカード組合員は、次の場合にプリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) ICカードの紛失、汚損、指定店舗のICカード対応機器の故障、停電等によりICチップを利用することができない場合
- (2) 当組合がプリペイドで利用できないものとしている商品またはサービスの利用の場合

(ICカード再発行時の残額移行)

第20条 ICカードの汚損等によりプリペイド金額の読み取りができなくなった場合、ICカード組合員は第6条によるICカード

再発行の申請を行なうことができます。

2. 第6条または第9条によりICカードを再発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していたICカードのICチップにプリペイド未使用残額があるときは、当組合は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたICカードのICチップに当該確定残額を記録するものとします。
3. 前項にかかわらず、ICカード再発行の申請原因がICカード組合員の故意の汚損等によるものと当組合が判断した場合には、プリペイド未使用残額の保証は行ないません。また、再発行から2カ月以上経過後はプリペイド未使用残高の確定が出来ない場合があります。その場合は、プリペイド未使用残高の保証は行いません。

(返金)

第21条 プリペイド未使用残額の返金は、脱退等の事由によりICカード組合員がICカードの使用を停止し、当組合所定の手続きによってICカードを当組合へ提示した場合を除き、行わないものとします。

2. 前項によるプリペイド未使用残額の返金は、当組合が当該未使用残額を確定した後に、所定の方法により行なうものとします。

第3章 ポイント

(ポイント利用方法)

第22条 ICカード組合員は、指定店舗での利用時にICカードを提示し、当該ICカードのプリペイドまたはクレジット機能を使って支払いを行なった場合にのみ、当該利用時において当組合が定めるポイント発生率により、ICチップにポイントを蓄積することができます。

2. 蓄積されたポイントは当組合が定める基準で電子マネーとしてICカードに自動的に加算されます。

(ポイントが蓄積できない場合)

第23条 ICカード組合員は、次の場合にポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) ICカードの紛失、汚損、指定店舗のICカード対応機器の故障、停電等によりICチップを利用することができない場合
- (2) 当組合がポイントを付与しないものとする商品またはサービスの利用の場合

(ICカード再発行時の残高移行)

第24条 ICカードの汚損等によりポイント残高の読み取りができなくなった場合、ICカード組合員は第6条によるICカード再発行の申請を行なうことができます。

2. 第6条または第9条によりICカードを再発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していたICカードのICチップにポイント残高があるときは、当組合は当該ポイント残高を確定した後に、再発行されたICカードのICチップに当該確定残高を記録するものとします。
3. 前項にかかわらず、ICカード再発行の申請原因がICカード組合員の故意の汚損等によるものと当組合が判断した場合には、ポイント残高の保証は行ないません。また、再発行から2カ月以上経過後はポイント残高の確定が出来ない場合があります。その場合は、ポイント残高の保証は行いません。

第4章 ミール機能

(ミール機能の定義)

第25条 ICカードにおいて、当組合が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、当組合が指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)及びICカード対応機器で食事等を利用することができる機能をミール機能といいます。

(ミール機能の契約・利用)

第26条 組合員は、この規則に合意の上、当組合が定める所定の手続きをすることによって契約が成立し、ミール機能を利用することができます。

2. 申込者は、一括、または口座引き落としによる分割払いにてその利用料金を支払うことができます。
3. 期間途中でのお申し込みの際は、一ヶ月単位とし、申し込みの月初から期間終了までの分を申込金とします。
4. ICカードによるミール機能は申し込んだ組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することはできません。また、他人の食事への利用(いわゆるおごり)は出来ません。
5. 2月末時点で支払い済み金額(一括払い換算額)から利用済み金額を差し引いた差が10,000円以上あった場合は、

その額から 10,000 円差し引いた金額を返金することとします。原則として IC カードに入金することで返金することとします。

(ミール機能の利用限度額等)

第27条 当組合は、ミール機能の利用期間、1日当たりの利用限度額、ミール機能で利用できる食事等の商品の範囲、その他ミール機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミール機能申し込み者へ通知します。

2. ミール機能の申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

(ミール機能が利用できない場合)

第28条 ミール機能の利用を申し込んだ組合員は、次の場合にミール機能の利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 指定食堂等が営業していない場合

(2) 当組合がミール機能で利用できないものとしている商品またはサービスの利用の場合

(3) 当組合が定めた、ミール機能が利用できる期間または1日当たりの利用限度額を超えた場合(超えた部分は、現金またはプリペイドで支払うことができます)

(4) ICカードの紛失、汚損、指定食堂等のICカード対応機器の故障、停電等により、ICカードを使用することができない場合

(5) 予測できない天災や大学の停電等により、やむを得ず営業が不可能になった場合

(返品禁止)

第29条 ミール機能を利用して購入した食事等の商品の返品については、当組合に責任がある場合以外は受け付けないものとします。

(契約内容の変更・解除・解約)

第30条 利用期間内でのコースの変更ができます。変更は月初からとし、変更の際には差額を返金もしくはお支払いいただきます。

2. 次の場合は契約が解除となります。

(1) 契約者が広島大学生協の組合員資格を失った場合。

(2) 口座引き落としによる分割払いでの契約において、支払が滞った場合。ただし、生協所定の手続きを行うまでの期間に滞った支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただくこととします。

(3) 第26条の4.に定める不正利用が判明した場合。

3. 中途退学、休学、3月末を含む期間の疾病での長期入院(30日以上)および留学によりミールカードを利用できなくなった場合には、当該組合員からの事前の当組合所定の手続きによる申請を受けて、途中解約を受け、支払い済み金額と利用済み金額の差額を返金するものとします。返金は原則として申込者の保護者の銀行口座への振込にて行います。

4. 3項以外の事由による中途解約、および第2項(2)による契約解除の場合は、支払い済み金額(一括払い換算額)より1万円を差し引いた金額と利用済み金額との差額を返金するものとします。原則として IC カードに入金することで返金することとします。ただし、計算により返金額がマイナスの場合は、その金額を追加でお支払いいただきます。

5. この契約を期間中で解除、解約した場合、同じ期間内で再度お申込を行うことは出来ないものとします。

第5章 仮ICカード

(仮ICカードの発行)

第31条 ICカードの申し込みをした組合員は、ICカードを入手するまで、当組合所定の手続きにより仮ICカードの発行を受けることができます。

2. ICカードの申し込みをした組合員が前項により仮ICカードの発行を受ける場合は、当該組合員は当組合所定の金額を預託するものとします。

(仮ICカードの返却)

第32条 仮ICカードの発行を受けた組合員がICカードを入手した場合は、速やかに当組合へ届け出て、仮ICカードを当組合へ返却するものとします。この場合、ミール機能を申し込んだ組合員のICカードへはミール機能を付与します。

2. 当組合は、仮ICカードの返却を受けた場合、当該カード発行時に受けた預託金を返還します。

(仮ICカードの残額移行)

第33条 ICカード組合員が仮ICカードを返却した場合、仮ICカードにプリペイド未使用残額またはポイント残高があるときは、当組合は当該プリペイド未使用残額及び当該ポイント残高を確定した後に、当該確定プリペイド未使用残額及び当該確定ポイント残高をICカードへ移行します。

第5章 補 則

(解釈等)

第34条 この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

(改廃)

第35条 この規則の改廃は当組合理事会が行ないます。

付 則

(施行) 本規則は2004年4月1日から施行します。

ただし、第4章で述べるミール機能については、2005年4月から2006年3月までの1年間はミール機能の試験的事業展開であることから、当該機能を利用することが可能な組合員を2005年4月入学の学部1年生へ制限します。

(改定) 2005年 1月30日 第4章挿入、第31条第2項、第32条

2010年10月27日 第26条、第28条、第30条

2011年 6月29日 第22条第2項

2012年 11月 28日 第30条第4項

2013年 11月 27日 第30条第3項および第4項 2014年4月1日より適用

2014年 12月 17日 第1条、第3条、第11条、第20条第3項、第23条第3項、第26条第5項、第30条第3項第4項および第6項。第26条第5項、第30条第3項第4項および第6項については2015年4月1日より適用